所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わります!

※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

相続によって不動産を取得した相続人は、 その所有権を取得したことを知った日から3年以内に 相続登記の申請をしなければなりません。



今のうちから、相続した土地・建物の相続 登記をしましょう

今なら、相続登記の免税措置も、拡大 されています

- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧 ください
- 登記の手続は、専門家である司法書士 へ依頼することも、ご検討ください

新制度について、 詳しくはコチラ!



登記手続について、 詳しくはコチラ!



大阪司法書士会 ホームページはコチラ!



法務局があなたの相続手続を応援します。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局

法定相続情報証明制度

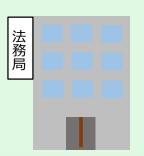
法定相続情報一覧図があれば 相続手続がスムーズに!

法定相続情報一覧図があれば、預貯金の払戻、 相続税の申告、相続登記など、各種相続手続を

同時に進められ、時間短縮できます。



戸除籍謄本等を収集し、 法定相続情報一覧図 を作成して法務局へ!



法定相続情報一覧図を 登記官が確認し認証

が経悪 必要枚数を交付



法定相続情報一覧図

詳しくは右の二次元コードで!

交付



法務局が自筆の遺言書を預かります!

自筆証書遺言書保管制度

1通 3,900円

申請手数料3,900円 のみで、保管料は不要

安全な保管場所

いんぺい 紛失、改ざん、隠蔽の おそれなし



検認が不要

家庭裁判所の検認 は不要

詳しくは右の二次元コードで!



令和5年4月27日施行!

相続土地国庫帰属制度

相続等によって土地 の所有権を取得した 相続人が、法務局で 手続することで、その 土地を手放して国庫に 帰属させることが可能になり ます(一定の要件を満たす 土地に限ります。)。

詳しくは右の二次元コードで!



相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

大阪法務局